

ご存知ですか？

福祉医療制度

福祉医療制度として、下表の各医療については、公費負担制度があります。

各要件に該当する人は、医療費の一部が助成されますので、受給資格証の交付申請をしてください。

※重度心身障がい老人等医療に受給資格証はありません。

医療費の助成について

県内の医療機関で診療を受けた場合

健康保険証と福祉医療受給資格証を病院などの窓口提示し、いったん保険診療分の支払いをしていただきます。

診療を受けた月からおよそ2か月後の月末に、一部負担金を除いた額を登録いただいた口座に自動的に振り込みします。

県外の医療機関で診療を受けた場合

従来の「医療費助成金交付請求書」で役場に申請をしてください。

※県内の病院などでの支払いが困難な場合は、貸付制度があります。

ただし、支払いが一部負担金を除いて1万円以上となる場合や所得制限などの実施要件がありますので、ご希望の方はお問い合わせください。

◆重度心身障がい者老人等医療に受給資格証はありません。

県内県外とも後期高齢者医療保険で、1割または3割負担の額から一部負担金を除いた額を振り込みします。

ただし、後期高齢者医療保険の医療データで確認するため、診療月の約3か月後の月末の振込となります。

定(低)額の
一部負担金について

乳幼児医療・心身障がい者医療・母子医療・重度心身障がい老人等医療

● 外 来

医療機関ごと

1 か月 500円

※調剤薬局は除きます。

● 入 院

医療機関ごと

1 か月 1,000円

(ただし、14日未満の入院は500円)

※老人医療の一部負担金は、1割負担です。

◆ 問い合わせ先

役場 保険年金課 老健・福祉医療係
 心内線 1142・1143

制度名	対象となる方	申請に必要なもの
① 老人医療	○昭和15年7月31日以前に生まれた方で70歳未満の方（後期高齢者医療被保険者および母子医療該当者を除く） ※本人・配偶者・扶養義務者(直系親族、兄弟姉妹)とも市町村民税の所得割額が非課税の場合に限り受給できます。	・保険証・印鑑・課税証明書 ・振込先口座番号ほか
② 乳幼児医療	○小学校就学前までの児童	・保険証・印鑑・課税証明書(所得控除額のわかるもの) ・振込先口座番号ほか
③ 心身障がい医療	○満1歳以上で 身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A をお持ちの方 (後期高齢者医療被保険者を除く)	・身体障がい者手帳または療育手帳 ・保険証・印鑑・課税証明書(所得控除額のわかるもの) ・振込先口座番号ほか
④ 母子医療	○18歳未満の児童を現に扶養している配偶者のない女性およびその児童 ○父母のいない18歳未満の児童およびその児童を現に養育している配偶者のない女性 ※配偶者があっても、配偶者が重度の障がい者で労働能力がないときは該当します。 (後期高齢者医療被保険者を除く) ◎18歳未満の児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。	・保険証・印鑑・課税証明書(所得控除額のわかるもの) ・振込先口座番号ほか・戸籍謄本など
⑤ 重度心身障がい老人等医療	○身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの方で、後期高齢者医療保険の該当者 ○満75歳以上の方で、④の該当者	・身体障がい者手帳または療育手帳・保険証・印鑑 ・課税証明書(所得控除額のわかるもの) ・振込先口座番号ほか

◎医療保険法(国保や社会保険など)の被保険者または被扶養者であることが必要です。

◎対象となる方が広陵町に居住していること。